

秋田大学大学院理工学研究科技術部運営委員会実施細則

(設置)

第1条 この細則は、秋田大学大学院理工学研究科技術部組織規程第14条第2項の規定に基づき、秋田大学大学院理工学研究科技術部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 技術部の運営の基本方針に関すること。
- (2) 技術系職員の研修に関すること。
- (3) 技術系職員の評価に関すること。
- (4) その他技術部に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 技術部長
- (2) 博士前期課程の各コース、共同ライフサイクルデザイン工学専攻及び附属理工学研究センターの長
- (3) 事務長
- (4) 総括技術長
- (5) 副総括技術長
- (6) 総括技術長補佐
- (7) 技術長
- (8) 各分室代表者（ただし、総括技術長、副総括技術長、総括技術長補佐及び技術長が出ている分室の代表者は除く。）
- (9) その他技術部長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、技術部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、審議の必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、理工学研究科技術部において処理する。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。